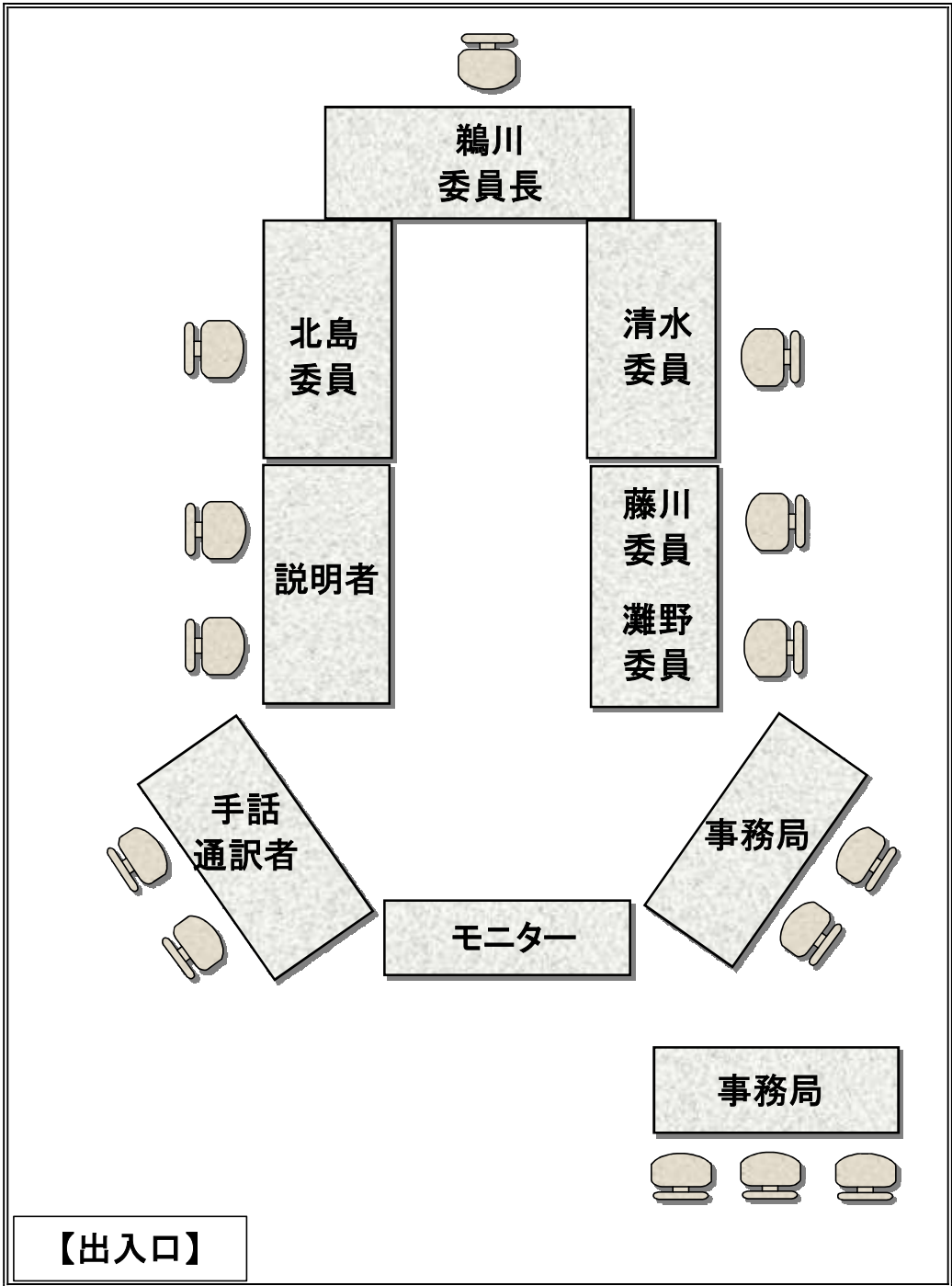


氏 名	所 属 等
◎ 鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
北島 隆	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部シニアマネージャー
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	弁護士法人北浜法律事務所／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

◎ 委員長

契約・調達管理会議
座席表

19B会議室



契約・調達管理会議設置要綱

(目的)

第1条 一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）、東京都、連盟内デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）は2025年デフリンピック大会（以下「本大会」という。）の準備、運営を実施するに当たり、本大会における買入れ、請負その他の契約の手続等の公正性、公平性及び透明性を担保するために、予算執行及び契約調達事務の厳正な確認を行うことを目的とし、四者共同で契約・調達管理会議（以下「本会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、運営委員会及び事業団において本大会の準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

(1) 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約、一件の予定価格4千万円以上の工事請負契約、社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認を必要とする案件に係る手続（予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定等）及び契約締結（調達価格の決定）に関すること。

なお、予定価格の扱いについては関連する事業及び継続性等を考慮し判断することとする。

(2) 特命随意契約（予定価格50万円以上）、総合評価方式又はプロポーザル方式による契約

(3) 公正な調達を妨げるおそれのある場合への対応、その他契約及び調達に関する重要なこと。

(組織)

第3条 本会議は、別紙に掲げる委員（委員長を含む。）で構成する。

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員及びオブザーバーを置くことができる。

3 前項のほか、委員長が必要と認めるときは、委員でない者を本会議に出席させ、その意見等を聴くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、本会議を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 本会議は、必要の都度、委員長が招集する。委員長が認めるときは、委員の招集に代えて、書面による合議を行うことができる。

2 本会議は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

(公開等)

第6条 本会議の会議は、原則、非公開とするが、後日、本会議の会議資料等を公開する。
ただし、関係者等の秘密情報が含まれる資料の公開については、当該関係者等の事前同意を得るものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 本会議の事務局事務は、四者が共同で行うものとし、事務局は東京都生活文化スポーツ局に置く。

2 本会議の精査、確認に要する資料は、契約調達を行う運営委員会又は事業団に帰属する。

(本会議の運営に要する経費の負担)

第9条 本会議の運営に要する経費のうち、本会議の開催会場の設営等開催に要する経費については、東京都が負担する。

2 本会議の運営に要する経費のうち、連盟、東京都、運営委員会及び事業団所属の各委員に係る本会議の開催会場までの交通費その他の旅費については、その所属先が負担する。

(謝金の支払)

第10条 本会議は、外部委員に対し謝金を支払うことができるものとする。

2 外部委員への謝金の支払に関することは、東京都が行う。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

契約・調達管理会議

委員名簿

委員長	学識経験者（公認会計士）
委員	学識経験者（弁護士）
委員	一般財団法人全日本ろうあ連盟
委員	一般財団法人全日本ろうあ連盟内デフリンピック運営委員会
委員	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部シニアマネージャー
委員	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
委員	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長

令和5年4月26日

「契約・調達管理会議」における令和5年度の付議基準について

令和5年度においては、新たにデフリンピック大会運営組織が設置されたことを踏まえ、適正な精査及び確認を実施するため、契約・調達管理会議設置要綱第2条（1）に基づき、以下の付議基準によることとする。

付議案件	付議基準
委託契約及び物品の買入れその他の契約	300万円以上
工事請負契約	800万円以上

【 参 考 】

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、運営委員会及び事業団において本大会の準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

(1) 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約、一件の予定価格4千万円以上の工事請負契約、社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認を必要とする案件に係る手続（予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定等）及び契約締結（調達価格の決定）に関すること。

なお、予定価格の扱いについては関連する事業及び継続性等を考慮し判断することとする。

区分	その他
----	-----

資料5

案 件 概 要

共 通	
件名	選手団宿泊・輸送業務委託における基本協定
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	総合評価方式
内 容	
<p>【概要】 来日する選手団（約80か国、約6000人）及び関係者に対する宿泊、輸送サービス、出入国及びIDカード発行の提供に係る業務を行う公式旅行代理店を指定するため、総合評価方式により選定し、基本協定を締結する。</p>	
<p>【協定内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R5年度からR7年度までの3年間の宿泊輸送における公式旅行代理店業務について基本協定を締結。 ・ 基本協定に基づき各年度で、仕様内容及び金額を精査したうえで、個別契約を締結予定。 	
<p>【総合評価審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年間に渡る事業内容及び総計画金額を技術点2：価格点1の割合で評価し、決定する。 ・ 審査会は、内部委員3名・外部委員3名で構成。 	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
<p>選手団6,000名が宿泊できる施設は、合計40から50施設になると想定され、21競技を実施する会場に確実な輸送を実施するためには、緻密に計画をたてるとともに、確実な実施体制を確保することが不可欠となる。</p> <p>そのためには、十分な業務遂行能力を持つ事業者の選定が必須であることから、価格と合わせて事業者の技術能力を評価する総合評価方式が最適な選定手法である。</p>	

所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部事業推進部庶務グループ
------	--------------------------------------

選手団宿泊・輸送業務委託における基本協定

総合評価審査基準

○ 落札決定基準

落札者の決定は、次の各要件ア及びイに該当するもののうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

○ 技術点及び価格点の得点配分

600点を満点とする。得点配分は、技術点を400点、価格点を200点とする。

●技術点の評価項目（大項目）及び配点

No.	評価項目（大項目）	配点
1	事業全般への理解度	60
2	コスト低減の妥当性、効果測定	80
3	実施体制	80
4	宿泊業務	60
5	輸送業務	60
6	出入国対応及びIDカード発行業務	20
7	政策的評価項目	40
	合計	400

●価格点の点数化

価格点はその入札価格に応じ、点数化する。

価格点

= 満点の価格点 - (入札価格/予定基準価格) × 満点の価格点

算定の結果、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	選手団宿泊・輸送業務委託における基本協定
調達方式	総合評価方式

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営における選手団の宿泊及び輸送に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●価格面のみならず、業務の履行に必要な資格経験、履行体制、政策的評価項目などの技術面を総合的に評価して契約相手方を決定する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

資料 6

案 件 概 要

共 通	
件名	青海フロンティアビルの賃貸借契約
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	特命随意契約
内 容	
<p>公益財団法人東京都スポーツ文化事業団に設置されたデフリンピック準備運営本部が、2025年デフリンピック大会の準備を進めるため、賃貸借契約（建物名：青海フロンティアビル）を締結するものである。</p> <p>（賃借理由） 当該オフィスは、周辺賃料の相場に比べ低廉で、かつ入居条件が柔軟であるなど、2025年デフリンピック大会の準備を進めていくうえで有用である。</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
<p>＜特命理由＞</p> <p>不動産（建物）の賃借であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準じ特命随意契約とする。</p> <p>※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （随意契約） 第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 二 <u>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</u></p>	

所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部事業推進部庶務グループ
------	--------------------------------------

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	青海フロンティアビルの賃貸借契約
調達方式	特命随意契約

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部のオフィス賃貸借に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

資料 7

案 件 概 要

共 通	
件名	デフリンピック準備運営本部オフィス構築業務委託（ビル共用部分）
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	特命随意契約
内 容	
<p>青海フロンティアビル専有部内に電気、ネットワーク及び電話の各設備を構築するため、ビル共用部分において以下の作業を委託する。</p> <p>(1) コンセント設備 (2) ネットワーク設備及び多機能電話設備</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
<p><特命理由></p> <p>事業団内デフリンピック運営組織の事務所として青海フロンティアビルを活用するにあたり、専有部内の電気、ネットワーク及び電話の各設備を構築するために、ビル共用部分におけるコンセント設備やネットワーク設備などの作業を委託する必要がある。</p> <p>当ビルの共用部分の管理は専属の工事業者が担っているが、賃貸人との契約上、共用部の設備の変更等を実施できる業者は、賃貸人の指定した工事業者のみとされている。</p> <p>このことから、本案件を行うことができるのは、当該工事業者において他になく、特命随意契約を締結することとする。</p>	

所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部事業推進部庶務グループ
------	--------------------------------------

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	デフリンピック準備運営本部オフィス構築業務委託（ビル共用部分）
調達方式	特命随意契約

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部のオフィス構築に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

資料 8

案 件 概 要

共 通	
件名	デフリンピック準備運営本部オフィス構築業務委託（専有部ネットワーク及び電話関係）
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札
内 容	
<p>デフリンピック準備運営本部が移転する青海フロンティアビルにおいて、本格稼働に向けて必要なオフィス構築業務のうち、以下のとおり専有部のネットワーク及び電話関係の業務について委託を行う。</p> <p>（１）ネットワーク環境 ルーターや無線LANアクセスポイントその他の機器を設置するなど、業務に必要なネットワークが問題なく接続できるよう環境を構築する。</p> <p>（２）固定電話 固定電話を15台購入するとともに、15か所に多機能電話を設置できるように、運用に必要な配線や必要な資材の用意等を行う。</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	

所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部事業推進部庶務グループ
------	--------------------------------------

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名 デフリンピック準備運営本部オフィス構築業務委託（専有部ネットワーク及び電話関係）
 調達方式 希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部のオフィス構築に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

資料 9

案 件 概 要

共 通	
件名	パーソナルコンピュータの借入れ
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札
内 容	
2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、デフリンピック準備運営本部の職員が職場で使用するためのパーソナルコンピュータを発注する。	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	

所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部事業推進部庶務グループ
------	--------------------------------------

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	パーソナルコンピュータの借入れ
調達方式	希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部の職員が使用するパーソナルコンピュータに係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。 	

区分	その他
----	-----

資料10

案 件 概 要

共 通	
件名	通信機能付きスマートフォン端末利用環境の提供（単価契約）
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札
内 容	
<p>デフリンピック準備運営本部を本格稼働するにあたり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場構築時には、各会場の現地視察や出張での打ち合わせが多く発生し、出先での連絡手段が必要 ・本番時には、会場内様々な場所において各FA間での連絡が日常的に発生することから、通信機能付きのスマートフォンが必須 <p>以上の理由からデフリンピック準備運営本部の職員が使用する通信機能付きスマートフォン端末及び端末利用環境の提供を発注する。</p> <p>なお、各職員所有の私用携帯での代替では、スマートフォンの仕様や通信量が各人の契約形態により異なり、安定した通信環境が確保できないことから、当団体にて一括で用意する必要がある。</p>	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	

所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部事業推進部庶務グループ
------	--------------------------------------

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	通信機能付きスマートフォン端末利用環境の提供（単価契約）
調達方式	希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。 	
大会経費として妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部職員の連絡手段・通信環境構築に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。 	
予定価格が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。 	